

資料 4

水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準値案と 水域 PEC との関係及び基準値設定後の対応について

1. 基準値案と水域 PEC の関係

評価対象農薬に係る、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準値案と水域環境中予測濃度（水域 PEC）の関係は、次のとおり。（詳細は、資料 3-1～3-2 参照。）

水域基準値案と水域 PEC の関係
（基準値設定剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
フェンメゾジチアズ	4.1	0.60	0.058*		0.0036	

網掛け：水域基準値案の 10 分の 1 以上の PEC

* 事務局計算

（再評価対象剤）

（単位：μg/L）

農薬名	基準値 (案)	水田 PEC			非水田 PEC	
		Tier1	Tier2	Tier3	Tier1	Tier2
シアナジン	2.9 (29)	対象外			0.079 (同上)	

注：括弧内は前回審議での値

2. 今後の対応

（1）基準値設定剤について

フェンメゾジチアズについては、水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認できるため、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

（2）再評価対象剤

シアナジンについては、水域基準値案の改正後も水域 PEC が水域基準値の 10 分の 1 以下になることが確認でき、また、水道統計において基準値超過は認められず、水域 PEC を超過する地点も近年減少傾向にあるため、引き続き農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬としない。

【参考：モニタリングの状況】

シアナジンについては、平成 27～令和 5 年度に行われた水道統計によれば、原水の水質調査が行われた 31,373 地点中、定量可能な検出地点は 55 地点であった。検出された最高濃度は 0.4 $\mu\text{g/L}$ であり、水域基準値（2.9 $\mu\text{g/L}$ ）を上回っている地点はなかった。

令和 4 年度及び令和 6 年度に報告された水環境中の要調査項目等存在状況調査によれば、それぞれ調査が行われた 20 地点及び 47 地点中、検出された地点はなかった（全て検出下限値（0.1 $\mu\text{g/L}$ ）未満）。

農薬残留対策総合調査等の水質モニタリング調査や、公共用水域水質測定及び化学物質環境実態調査におけるデータは確認できなかった。